

環境衛生のお知らせ

9/20～26は動物愛護週間です！

動物にも家族の愛情と思いやりをもって、動物愛護週間は、動物を愛する気持ちとペットなどの正しい飼い方について、もっと関心を持ってもらおうという目的で設けられたものです。

犬・猫の情報収集

逃げた犬・猫を探している飼主の方、犬・猫を保護している方は、県北保健所で情報収集を行っていますのでご連絡ください。



鑑札や注射済票

犬を飼育している飼主の方は、登録の際に配布される鑑札、狂犬病の注射の際に配布される注射済票を犬の首輪等に付けておいてください。

これらに記載されている番号は市と保健所が把握していますので、犬が保護された場合、飼主が分かります。

狂犬病予防注射

生後91日以上の犬の飼主は、狂犬病予防法に基づき、市の登録をしてください。また、毎年狂犬病予防注射を受けさせてください。

狂犬病は、人を含む全ての哺乳類が感染します。この病気は、中国や韓国などの隣国でも発生しており、発症すると効果的な治療が無く、ほぼ100%死亡してしまいます。飼主と愛犬を狂犬病の危険から守るため、必ず毎年狂犬病予防注射を受けさせてください。



9月は「不法投棄防止 強調月間」です！

きれいで住みよい地域づくりのため、市では不法投棄の禁止を呼び掛けています。一人一人が、不法投棄、ポイ捨ては「犯罪」であるという認識を持ち「不法投棄をしない、させない」という意識を持つことが大切です。

不法投棄は「犯罪」です！

市では、環境衛生監視員および市民の方から通報があった不法投棄ごみの調査をし、状況に応じて警察と連携しながら投棄者を捜索しています。

不法投棄の罰則

5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金(法人等にあっては3億円以下の罰金)となります

※ゴミ収集所へ土砂類を搬出しないでください！

土砂類について、原発事故以降、もとみやクリンセンタリーにて受け入れができなくなり、ごみ収集所へ搬出しないうようお願いいたします。

ハチに注意ください

ハチは9月に入ると勢力が増し凶暴になります。

ハチに刺されないために

- ・山に行くときは黒めの服を避け、肌を出さないようにする(白めの長袖、長ズボンがオススメです)。
- ・洗濯物を取り込む際、ハチが潜んでいる場合があるので注意が必要です。

ハチに刺されてしまったら

- ・傷口を強く絞り、水でよく洗う。
- ・傷口を冷水で冷やす。
- ・医療機関で受診する。

ハチの毒に過剰に反応してしまうアレルギーを持った方は、呼吸困難・血圧低下などを起こし危険な状態になることがあります。

中でもスズメバチは、命に関わる場合があります。

※市では、ハチ防護服の貸し出し、駆除業者の紹介を行っています。

◎問い合わせ:

生活環境課環境衛生係
☎(55)5103
または各支所地域振興課



やすらぎの丘 二本松斎場

全日本葬祭業協同組合連合会加盟

丸又ふれあい会 会員募集中

葬儀のすべてのご相談・ご用命は

丸又葬儀社

本店/〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2 ☎0243-22-5598
二本松斎場/〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5

0120-03-5598